



事業主の皆さまへ



① 給与所得の源泉徴収票

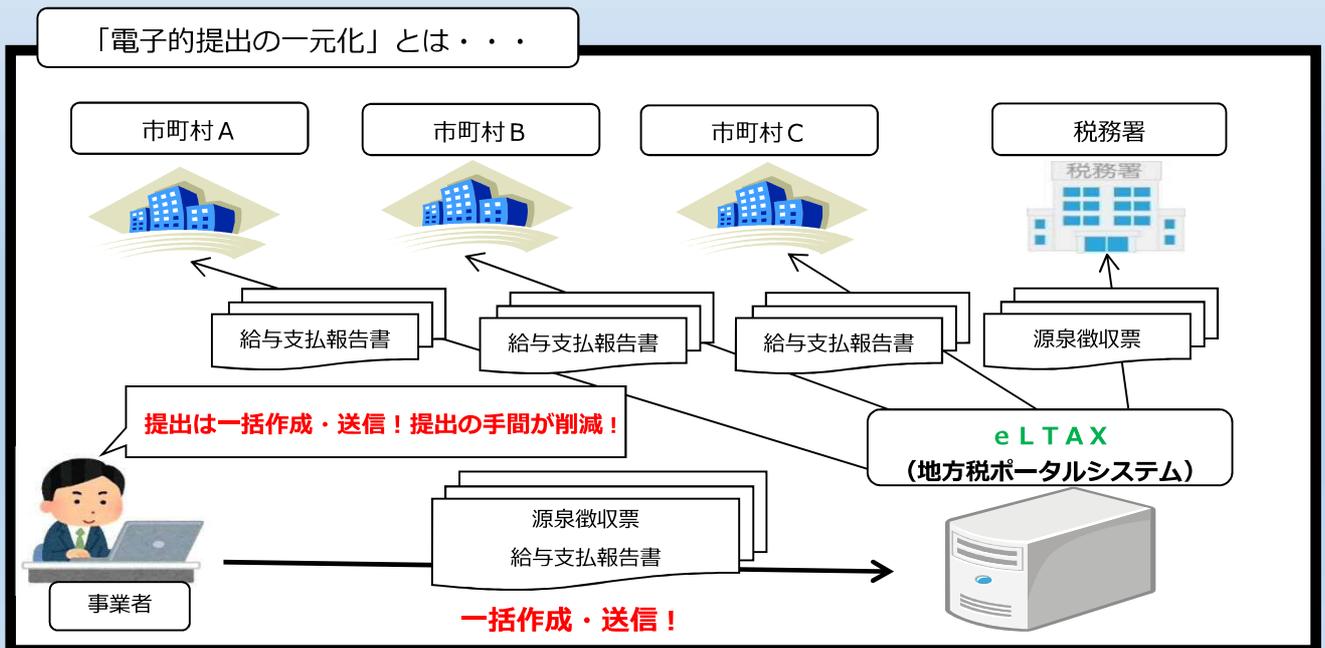
② 給与支払報告書の提出は、

eLTAX

が非常に便利です！！

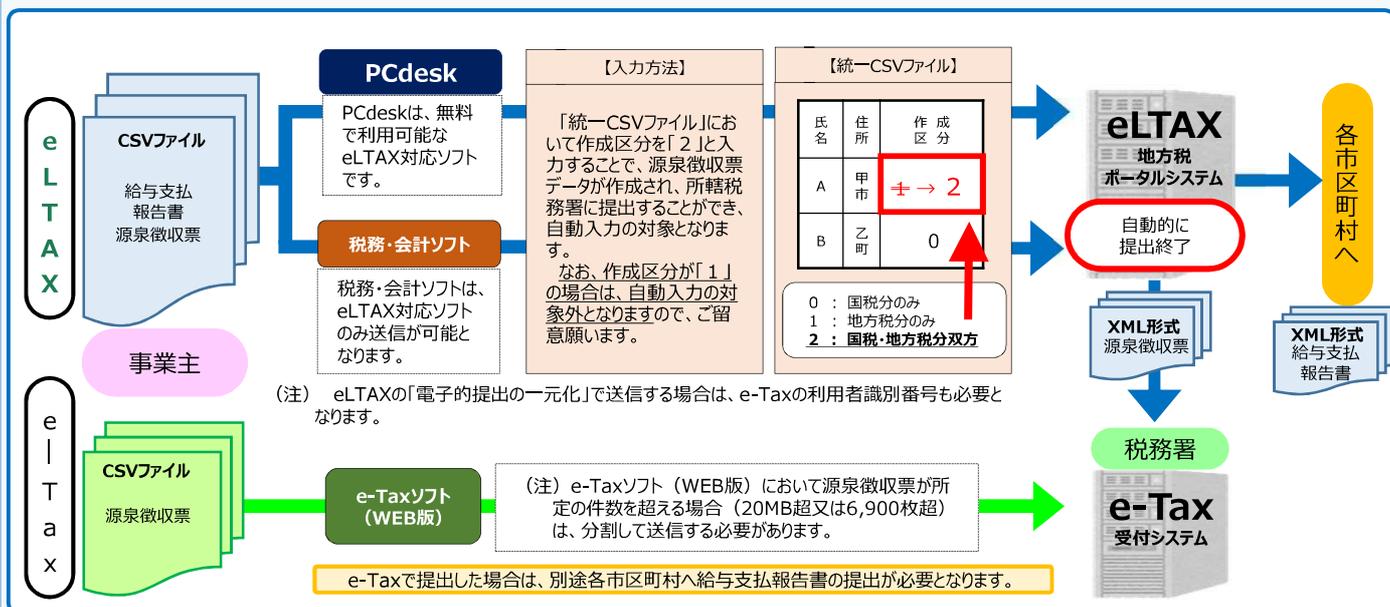
①と②のデータを、税務署と各市区町村に一度に提出できます（電子的提出の一元化）。

「電子的提出の一元化」とは・・・



詳しくは裏面をご確認ください

# eLTAX（電子的提出の一元化） を利用するには・・・



e-Taxだと、税務署への提出とは別に各市区町村へ給与支払報告書を提出しないといけないなあ。

**eLTAX**なら、送信するCSVファイルの「作成区分」を「2」（国税・地方税分双方）にするだけで、一括で提出できる！！すごい便利だ！！

## さらに・・・

**eLTAX（電子的提出の一元化）**で送信することで、**マイナポータルとの連携**により、従業員の方が、**所得税の確定申告書を作成**する際に、給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

- ※ 1 給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出した場合もマイナポータル連携の対象となります。
- ※ 2 令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
- ※ 3 従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。

現在、給与所得の源泉徴収票を書面で提出されている方など、**eLTAX（電子的提出の一元化）**をご利用されていない方は、ぜひご検討ください。

詳しい内容は、以下の各HPのリンク先からご確認ください。



（国税庁）



（e-Tax）



（eLTAX）

